## 土地収用法と所有者不明土地法との手続きの比較

- <u>土地収用法の事業の認定を受けた収用適格事業について</u>、その起業地内にある特定所有者 不明土地を収用等しようとするときは、<u>都道府県知事に対し、特定所有者不明土地の収用等</u> についての裁定を申請することができる。
- 都道府県知事による公告・縦覧の結果、<u>土地所有者等から申出があった場合等には、</u>特例制度による手続は却下され、必要に応じ土地収用法に基づく裁決手続を行うこととなる。
- 都市計画法の認可等を受けた都市計画事業についても、同様に新法の裁定手続が可能。

